

年 月 日 制定

一般貨物自動車運送事業者等
運行管理規程

住 所

名 称

運行管理規程

第1章 総則（目的）

第1条（目的）この規定は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の指導監督についての職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

第2条（管理者の選任等）管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから別表に示す数に従い代表者が任命するものとする。

- 2 選任した管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。
- 3 管理者を選任したとき及び選任に係る管理者を解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出るものとする。
- 4 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その業務を全般的に統括する管理者（以下「統括運行管理者」という。）を代表者が任命するものとする。
- 5 選任した統括運行管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

第3条（補助者の選任等）管理者の補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する講習（基礎講習）を修了した者のうちから代表者が任命するものとする。

- 2 選任した補助者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して周知徹底するものとする。

第4条（運行管理の組織）運行管理の組織は、次のとおりとするものとする。

- (1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
- (2) 統括運行管理者を選任する営業所にあっては、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括するものとする。
- (3) 統括運行管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括運行管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。
- (4) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。
- (5) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を樹立するものとする。
- (6) 管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めさせなければならないものとする。
- (7) 運行管理の指揮命令の系統は、別添組織図のとおりとするものとする。

第5条（管理者及び補助者の勤務時間等）管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で執務していかなければならないものとする。

- 2 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなければならないものとする。

第6条（管理者と補助者との関係）管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確に指示するものとする。

- 2 管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。
- 3 管理者は、補助者に運行管理業務を指示する場合は、業務の内容及び実施方法等を明確に指示するものとする。
- 4 管理者は、補助者に点呼を行わせるときは、常に所在を明らかにしておくものとする。
- 5 補助者は、点呼を実施中に異状な事案が発生した場合は、速やかに管理者に連絡し、指示を受けるものとする。

第2章 権限及び職務

第7条（権限）統括運行管理者は、本規定に定める運行管理を統括するものとする。

- 2 管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。
- 3 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。上司は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

第8条（職務）管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならないものとする。

第9条（選任運転者以外の運転禁止）管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に車両を運転させてはならないものとする。

第10条（運転者の確保）管理者は、安全運行を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努めるものとする。

- 2 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

第11条（運転者台帳）管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期間
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
- (6) 事故（道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要

- (7) 運転者の健康状態
 - (8) 本規程第13条第2項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
 - (9) 運転者の写真
- 2 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存すること。

第11条の2（事故の記録）管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。（事故とは、道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条の規定による事故をいう。）

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- (6) 事故の概要
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

2 事故の記録は、当該営業所において3年間保存すること。

第12条（乗務員の服務規律の徹底）管理者は、運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図るものとする。

第13条（乗務員の指導監督）管理者は、運転者に対し輸送の安全と過積載の防止及び荷主の利便確保のため誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督するものとする。指導する場合は、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13.8.20付け国土交通省告示第1366号）に従い実施するものとする。

- 2 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇い入れた者及び高齢（65歳）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。（ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号（入院14日以上、医師の治療期間が30日以上の傷害等）、第3号（入院14日以上の傷害等）又は4号（医師の治療期間が11日以上の傷害等）をいう。）
- 3 管理者は乗務員に対して、非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導をするものとする。

第14条（点呼の実施）管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものとする。

- 2 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。

第15条（乗務前点呼）管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、安全運行を確保するため、次の各号により対面して乗務前の点呼を行うものとする。

- (1) 原則として、個人別に行うこと。
- (2) 出発の10分程度前までに行うこと。
- (3) 営業所の定められた場所で行うこと。
- (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否の確認をすること。
- (5) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。酒気帯びの範囲は道路交通法の血液中アルコール濃度0.3 mg/mlや呼気中のアルコール濃度0.15mg/lをさすのではない。どんなに数値が低くともアルコール濃度が0以下でなければ酒気帯びとみなす。
- (6) 運転者からその日の身心状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察して服務の適否を決定すること。
- (7) 酒気を帯びていることが確認できた場合、又は、健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
- (8) 運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして安全運行に必要な指示及び注意を行うこと。
- (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録、運行指示書、運行記録紙等の用紙を運転者に渡すこと。
- (10) その他進行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。

2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。

- (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
- (2) 点呼日時
- (3) 点呼の方法(アルコール検知器の使用の有無、及び、対面、電話等の別)
- (4) 運転者の酒気帯びの有無
- (5) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- (6) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号等)
- (7) 日常点検の結果に基づく運行の可否の状況
- (8) 指示事項
- (9) その他必要な事項

第16条（乗務後点呼）管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面して乗務後の点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後、速やかに行うこと。
- (2) 営業所の定められた場所で行うこと。
- (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること。
- (4) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。酒気帯びの範囲は道路交通

法の血液中アルコール濃度0.3mg/lや呼気中のアルコール濃度0.15mg/lをさすのではない。どんなに数値が低くともアルコール濃度が0以下でなければ酒気帯びとみなす。

- (5) 安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
 - (6) 乗務記録及び運行記録紙その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し收受すること。
 - (7) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。
 - (8) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。
- (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法(アルコール検知器の使用の有無、及び、対面、電話等の別)
 - (4) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号等)
 - (5) 車両、道路及び運行の状況
 - (6) 運転者の酒気帯びの有無
 - (7) 交替運転者に対する通告
 - (8) その他必要な事項
- 3 管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に關係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

第17条（行先地点呼）管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行い、運転者の酒気帯びの有無の確認については営業所に備えるアルコール検知器を携行させて行うものとする。

第18条（乗務途中の点呼）管理者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求め、車両の運行の安全を確保するために必要な指示をする。

- (1) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を使用させ、測定結果を報告させること。酒気帯びの範囲は道路交通法の血液中アルコール濃度0.3mg/mlや呼気中のアルコール濃度0.15mg/lをさすのではない。どんなに数値が低くともアルコール濃度が0以下でなければ酒気帯びとみなす。
 - (2) 疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認すること。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。
- (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時

- (3) 点呼の方法（アルコール検知器の使用の有無、及び、対面、電話等の別）
- (4) 運転者の酒気帯びの有無
- (5) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- (6) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

第19条（点呼記録の保存）管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から1年間保存しておくものとする。

第20条（アルコール検知器の有効保持）管理者は、営業所に備えるアルコール検知器を、常時有効に保持するものとする。

第21条（IT点呼）安全性優良事業所の認定（Gマーク）を取得している同一事業者内の営業所において、国土交通大臣が定めた機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で点呼（以下「IT点呼」という。）を行う場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

- 2 IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）及びIT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）には、設置型端末を設置するものとする。
- 3 管理者はIT点呼実施営業所の設置型端末を使用し、IT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼場所を確認するものとする。
- 4 管理者は、運転者に対して被IT点呼実施営業所又は当該営業所の車庫において、設置型端末又は携帯型端末の何れかを使用しIT点呼を受けさせることとする。
- 5 点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において、当該営業所と当該営業所の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。
- 6 営業所間（営業所と他の営業所の車庫との間を含む。以下同じ。）においてIT点呼を実施した場合、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等（以下「点呼簿」という。）に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。
- 7 営業所間においてIT点呼を実施した場合、IT点呼実施営業所の管理者は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被IT点呼実施営業所の管理者に通知し、通知を受けた当該管理者は、IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- 8 営業所間においてIT点呼を実施する場合、被IT点呼実施営業所の管理者は、IT点呼実施営業所において適切なIT点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の管理者に伝達すること。

第22条の1（受委託点呼）【受託営業所】受委託点呼は、業務の管理の受委託に係る契約を結び、地方運輸局長の許可を受けて行わなければならない。

- 2 受委託点呼実施者は、選任した運行管理者及び補助者の中から、役員が任命する。
- 3 受委託点呼実施場所は、第15条（3）、第16条（2）で定める場所とする。
- 4 受委託点呼実施場所には、委託営業所への緊急連絡体制表を備え付けておくこと。
- 5 受委託点呼実施者は、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器等を用いて行うこと。
- 6 受委託点呼実施者が全て不在など受委託点呼ができない場合は、代表者等は直ちに委託営業所へ連絡すること。
- 7 受委託点呼実施者は、委託営業所から提出を受けた予定表に基づき、受委託点呼を受ける運転者の運転者名簿の写し、直近の健康診断結果の概要、病歴及び服用薬が分かる資料をあらかじめ用意しておくこと。
- 8 乗務前点呼
 - (1) 運転者から、前日の勤務状況が分かる書類等、点呼当日の運行計画に係る書類等、運転免許証、乗務に係る自動車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書）の提示を受けること。
 - (2) 運転者から、日常点検の結果の報告を受けること。
 - (3) 運転者から心身状況を聴取するとともに、日視等で外見的健康状態及び服装を観察し、運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を判断すること。
 - (4) 運転者の酒気帯びの有無について確認すること。
 - (5) 提示書類等により法令違反を発見したとき、健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申出があつた場合等当該運転者に運行を認めることが不適切と認められる場合は、緊急連絡体制表に従い委託営業所に連絡すること。
 - (6) 発着地等において気象等の警報が発令されたり、災害等により経路に大規模な交通規制がかけられた場合は、受委託点呼実施者は、緊急連絡体制表に従い委託営業所に連絡すること。
- 9 乗務後点呼
 - (1) 運転者から、乗務に係る自動車、道路及び運行の状況について報告を受けること。
 - (2) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対する乗務に係る自動車、道路及び運行の状況の通告について報告を求ること。
 - (3) 運転者の酒気帯びの有無について確認すること。
- 10 点呼の実施記録受委託点呼を行った場合は、記録事項について点呼の実施結果を記録し、その写しを運転者に手交するとともに、当該記録の原本は1年間保存すること。

第22条の2（受委託点呼）【委託営業所】受委託点呼は、業務の管理の受委託に係る契約を結び、地方運輸局長の許可を受けて行わなければならない。

- 2 1営業日のうち連続する16時間以内の間の対面点呼について、運転者に対し受委託点呼を受けさせることができる。
- 3 運行管理者は、受委託点呼回数を含んだ営業所の総点呼回数の3分の1以上の点呼を行わなければ

ならない。

- 4 運行管理者は、緊急連絡体制表、受委託点呼の対象とする運転者名簿の写し、直近の健康診断結果の概要、病歴及び服用薬が分かる資料を受託営業所に提出すること。
- 5 運行管理者は、毎週土曜日までに、翌週に受委託点呼を受ける運転者の予定表（運転者名、日付、予定時刻及び乗務前・乗務後の別を記載）を受託営業所に提出するとともに、当該運転者に配布し、受委託点呼を受けることを指示すること。
- 6 運行管理者は、乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、電話等で当日の運行計画を指示すること。
- 7 運行管理者は、乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、受委託点呼前日の勤務状況が分かる書類等及び点呼当日の運行計画に係る書類等を作成して渡すとともに、運転免許証、乗務に係る自動車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書）を携行させ、これらの書類等を受委託点呼実施者に提示するよう指示すること。
- 8 運行管理者は、乗務後に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、乗務に係る自動車、道路及び運行の状況について、受委託点呼実施者に報告するよう指示すること。
- 9 運行管理者は、受委託点呼に係る実施記録の写しを基に、同日の点呼の実施記録にその内容を転記した上で、受委託点呼を受けた旨を簡記し、さらに当該写しを点呼の実施記録とともに保存すること。
- 10 受委託点呼実施者から点呼の結果運行不適又は点呼を中止した旨の緊急連絡を受けた場合において、運行管理者は、当該運転者に運行を中止させない場合は、営業所において、自ら当該運転者の点呼を行うものとする。
- 11 受委託点呼実施者から気象等の警報の発令又は災害による交通規制について緊急連絡を受けた場合において、運行管理者は、当該運転者に対し第29条（異常気象時等における措置）に規定する措置を講じること。
- 12 運行管理者は、おおむね1ヶ月以上受委託点呼のみで管理者と対面しない運転者に対しては、当該運転者が作成する乗務等の記録を確認し所要の教育をするとともに、第13条（乗務員の指導監督）の規定に基づく指導監督を的確に行うこと。

第23条（過労防止の措置）管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成13.8.20付け告示第1365号）に適合するものでなければならないものとする。

- 2 管理者は、乗務員の休憩、睡眠に必要な休養施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保っておくものとする。
- 3 管理者は、酒気を帯びている乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
- 4 管理者は、疾病、疲労、睡眠不足、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
- 5 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況につ

- いて通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。なお、交替運転者の配置は別に定めるものとする。
- 6 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。
- 7 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が100キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行い、過労防止を勘案して次に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を定めるものとする。
- (1) 主な地点間の運転時間及び平均速度
 - (2) 休憩又は睡眠をする地点及び時間
 - (3) 交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間
- 8 運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船した場合の休息期間を除く。）は144時間を超えないこと。

第24条（乗務記録）管理者は乗務前点呼の際に運転者に対して、乗務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。ただし、特別積合せ貨物運送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、（3）から（5）については、乗務基準どおりに運行した旨を記入すればよいものとする。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び言号等）
- (3) 乗務の開始及び終了の地点並びにそれ日の日時、主な経過地点及び乗務した距離
- (4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時
- (5) 休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び場所
- (6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項
イ 貨物の積載状況
ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項
 - (1)集貨地点等
 - (2)集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - (3)集貨地点等に到着した日時
 - (4)集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時
 - (5)集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時- (6)集貨地点等から出発した日時
ハ 集荷地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（口に該当する場合にあっては、（1）及び（2）に掲げる事項を

除く。)

(1) 集貨地点等

(2) 荷役作業等の開始及び終了の日時

(3) 荷役作業等の内容

(4) (1)から(3)までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

(7) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因

(8) 運行途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになって場合には、その指示内容

(9) その他記録するよう指示した事項

2 管理者は、前項の記録（以下「乗務記録」という。）の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。

3 運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行形態を行うことになって場合には、その指示内容（日時・場所・指示者名等）を乗務記録に記録させるものとする。

4 管理者は、乗務記録を記録の日から1年間保存しておくものとする。

第25条（運行記録計による記録）管理者は、道路運送車両の保安基準48条の2の基準に適合する運行記録計を備えた車両に運転者が乗務する場合は、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、乗務後点呼の際に記録した用紙を提出させるものとする。

2 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。

3 管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であって、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならないものとする。

4 管理者は、記録用紙を記録の日から1年間保存しておくものとする。

5 運行記録計の具体的な取扱いについては、別に定めるものとする。

第26条（運行指示書による指示等）管理者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させるものとする。

(1) 運行の開始及び終了の地点及び日時

(2) 乗務員の氏名

(3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時

(4) 運行に際して注意を要する箇所の位置

(5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

(6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

(7) その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 管理者は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに

- 掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。) を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させること。
- 3 管理者は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者に貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行うこと。
 - 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存すること。

第27条（事故発生時の措置）管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。

- (1) 負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
 - (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること
 - (3) 警察官に報告し、指示を受けること
 - (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること。
- 2 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。
 - (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること。
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。
 - (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - (4) 現場において貨物の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、その措置を講ずること。
 - (5) 貨物の保全を期すること。
 - (6) 重大な事故の時は直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること。
 - (7) 関係者と折衝し、以降の処置について打合わせること。
 - 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生の場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。
 - 4 管理者は、事故発生の都度、自動車事故報告規則に基づく事故に該当する場合は30日以内に事故報告すること。又、速報に該当するものは可能な限り速やかに事故速報を電話等により運輸監理部長又は運輸支局長に対して行うこと。

第28条（事故防止対策）管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故（軽微な事故を含む。）については、その内容、原因等を記録して資料（カラー写真等）を整理しておくこと。
- (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立するものとする。
- (3) 管理者は乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講じること。

第29条（異常気象時等の措置）管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。
- (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。
- (3) ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。
- (4) 運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。

第30条（講習等）管理者は、2年ごとに基礎講習又は一般講習（新たに選任された管理者であって、基礎講習を受講していない場合は、基礎講習）を受講するものとする。

2 管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の修得に努めなければならないものとする。

- (1) 車両の運転に関すること。
- (2) 車両の構造・装置及び取扱い等に関すること。
- (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
- (4) 積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状及び取扱い等に関すること。
- (5) 運転者の健康管理に関すること。
- (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
- (7) 道路の構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること。
- (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
- (9) 気象情報に関すること。
- (10) 非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。
- (11) 運転者の運転適性診断に関すること。
- (12) 道路交通関係の法令に関すること。
- (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (14) その他必要な知識(関係法令等)

第31条（危険物等の輸送上の措置）管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により事故防止の措置を講ずるものとする。

- (1) 乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路、積載量、積載方法及び運行速度等について安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
- (2) 配車に当たっては整備管理者に連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること。

第32条（保安基準緩和車両等の運行上の措置）管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を行うものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。
- (2) 前号の許可を受けた運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。

附則（実施の期日）

1 本規程は、 年 月 日から実施する。

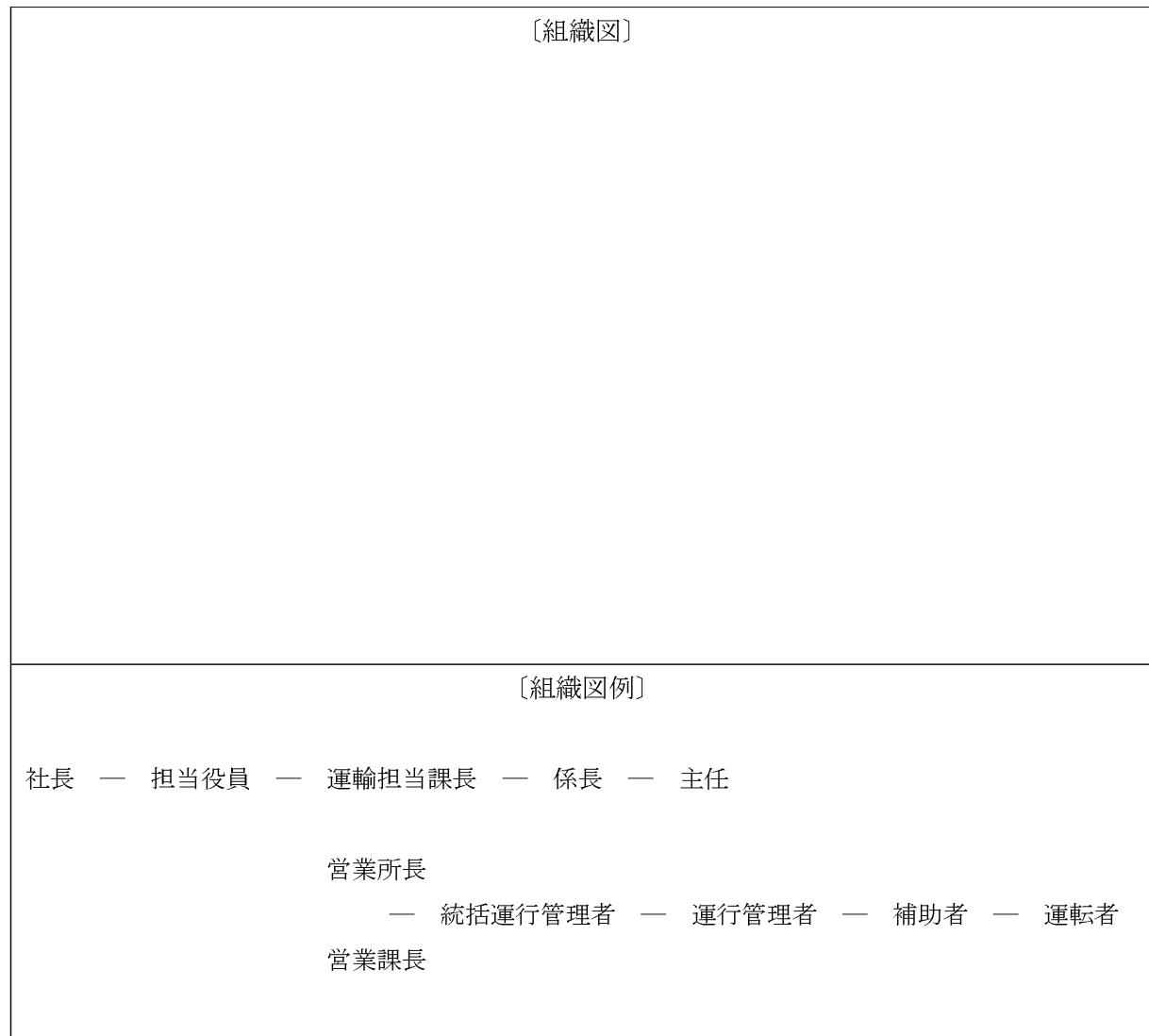
【別表】運行管理者の選任者数(第2条関係)

| 事業用自動車の車両数(被けん引車を除く) | 運行管理者数 |
|----------------------|--------|
| 29両まで (運行車+運行車以外) | 1人以上 |
| 30両～59両まで (〃) | 2人以上 |
| 60両～89両まで (〃) | 3人以上 |
| 90両～119両まで (〃) | 4人以上 |
| 120両～149両まで (〃) | 5人以上 |
| 150両～179両まで (〃) | 6人以上 |
| 180両～209両まで (〃) | 7人以上 |

以下、車両数が30両増すごとに、運行管理者1名を加算する。

(注)運行車とは、特別積合せ貨物運送に供する事業用自動車をいう。

【別表】 運行管理の組織図(第4条関係)



(令和元年6月15日作成 京都府トラック協会)